



インドネシア共和国
大統領

政府による特許実施手続

に関する

インドネシア共和国大統領規則
2020 年 77 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は、

特許に関する法律 2016 年 13 号第 120 条の規定の実施のため、政府による特許実施に関する大統領規則を定める必要があること；

を検討し

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 4 条(1)項；
2. 特許に関する法律 2016 年 13 号（インドネシア共和国官報 2016 年 176 号、官報補遺 5922 号）

を考慮し

政府による特許実施の手続に関する大統領規則

を定めることを決める。

第 I 章 総則

第 1 条

本大統領規則では用語を以下のように定義する：

1. 特許とは、技術分野における発明に対して、国により発明者に与えられた、一定の期間、その発明を自ら実施するか、実施する承認を他者に与える独占的な権利である。

2. 発明とは、製品あるいは製法、または製品あるいは製法の補完、発展の形で、技術分野における特定の問題解決に用いられる発明者のアイデアである。
3. 特許権者とは、特許の所持者としての発明者、特許の所持者からその権利を譲渡された者、あるいは特許一般登録簿に登録されたその権利を更に譲渡された者である。
4. 報酬とは、雇用関係において生み出された発明、または契約が発明を生み出すことを義務付けたものではないにも関わらずその業務において提供されたデータおよび/あるいは設備を用いて従業員および労働者により生み出された発明に対する特許を取得する権利を有する者、あるいは公的機関による雇用関係において発明者により生み出された発明に対する特許権者、または強制ライセンスを受けた者による特許権者、または政府が実施する特許に対する特許権者が受け取る補償である。
5. 大臣とは、法務分野の行政を担当する大臣である。
6. 日とは、労働日である。

第 II 章 政府による特許実施

第 1 部 総則

第 2 条

政府は以下の判断に基づき、インドネシアにおいて特許を自ら実施することができる：

- a. 防衛および安全保障に関連して；あるいは
- b. 社会利益のための極めて喫緊の需要

第 3 条

防衛および安全保障の利益を妨げる、または抵触する特許は、政府のみが実施することができる。

第 2 部

防衛および安全保障に関連する特許の実施

第 4 条

防衛および安全保障に関連して政府が自ら実施できる特許には以下が含まれる：

- a. 火器；
- b. 弾薬；
- c. 軍事用の爆発物；
- d. 傍受；
- e. 盗聴；

- f. 偵察；
- g. 暗号装置および暗号解読装置；および/あるいは
- h. 防衛および安全保障に関する製法および/あるいは装置

第5条

- (1) 政府が第4条で定められた特許を自ら実施できない場合、政府は特許の実施のため第三者を指定することができる。
- (2) (1)項で定められた第三者は、以下の要件を満たす義務がある：
 - a. 設備を有し、特許を実施できる；
 - b. 当該の特許の実施を他者に譲渡しない；および
 - c. 法令の規定に従った適切な製造法、流通および監視を有している。

第6条

- (1) 特許権者は、第4条および第5条で定められた政府が実施する特許の年間費用の支払い義務を免除される。
- (2) (1)項で定められた特許権者は、第4条および第5条で定められた政府が実施する特許に対する独占的な権利の行使はできない。

第7条

- (1) 第4条で定められた政府が実施する特許は、大臣/省以外の政府機関の長により大臣（訳注：第1条5にある法務分野の大臣）に書面で申請を提出して行う。
- (2) (1)項で定められた申請には少なくとも以下を記載する：
 - a. 政府による特許実施の申請の対象；
 - b. 特許請求にある発明の名称と核心；および
 - c. 政府が特許を実施する理由

第8条

- (1) 第7条で定められた特許実施の申請は、審査が行われなければならない。
- (2) (1)項で定められた審査は以下に対して行われる：
 - a. アドминистраーション；および
 - b. 特許保護の法的状態
- (3) (2)項 a で定められたアドминистраーション審査は、第7条で定められた申請の具備を審査するために行われる。
- (4) (1)項で定められた審査は、申請の受理日から遅くとも14日の期間内に行われる。

- (5) (3)項で定められた審査結果により申請に不備があると表明された場合、申請は補完のため申請者に返却される。
- (6) 申請者は(5)項で定められた申請を申請の返却日から遅くとも14日の期間内に補完しなければならない。
- (7) (2)項bで定められた審査結果により申請対象がインドネシアにおいて特許保護されていないことが表明された場合、および/あるいは申請者が(6)項で定められた申請を補完しなかった場合、申請は拒絶される。

第9条

大臣は第7条で定められた政府による特許実施の申請の提出に関して、申請がアドミニストレーション条件を満たし、特許保護があると表明されてから遅くとも5日の期間内に特許権者に通知する。

第10条

- (1) 第8条で定められた審査結果により、既にアドミニストレーション条件を満たし、特許保護がある場合、大臣が定めるチームが設置される。
- (2) (1)項で定められたチームは以下からなる：
- a. 法務分野の行政を担当する省；
 - b. 特許実施の申請に関連する省/機関；
 - c. 財務分野の行政を担当する省；
 - d. 国家官房分野の行政を担当する省；および
 - e. 専門家
- (3) (2)項で定められたチームは報酬額を検討し、決定する職務を有する。
- (4) チームは(1)項で定められた大臣による決定の日から遅くとも90日の期間内に職務を終えなければならない。

第11条

- (1) チームは第10条で定められた職務の実施結果を大臣に提出する。
- (2) 大臣が(1)項で定められた職務の実施結果を承認した場合、大臣は大統領規則により決定するため職務の実施結果を大統領に提出する。
- (3) (2)項で定められた大統領への職務実施結果の提出は、大臣が(1)項で定められた職務の実施結果に対する承認を与えてから遅くとも15日の期間内に行われる。
- (4) 大臣は(2)項で定められた大統領規則の謄本を特許権者に送付する。

第 12 条

- (1) 大臣は特許一般登録簿に政府による特許実施を登記し、それを公表する。
- (2) (1)項で定められた公表は電子メディアおよび/あるいは非電子メディアを通じて行われる。

第 3 部

社会利益のための極めて喫緊の需要に関連する特許の実施

第 13 条

社会利益のための極めて喫緊の需要に関連して政府が自ら実施できる特許には以下が含まれる：

- a. 高価および/あるいは多数の急死、重大な障害を引き起こし得る、世界を懸念させる公衆保健の緊急事態である疾病対策に必要とされる薬学および/あるいはバイオテクノロジー製品；
- b. 食料安全保障のために必要とされる農業に関連した化学および/あるいはバイオテクノロジー製品；
- c. 広範囲に伝染する害虫および/あるいは動物疾病対策に必要とされる動物医薬品；および/あるいは
- d. 自然災害および/あるいは環境災害対策のための製法および/あるいは製品

第 14 条

- (1) 政府が第 13 条で定められた特許を自ら実施できない場合、政府は特許の実施のため第三者を指定することができる。
- (2) (1)項で定められた第三者は、以下の要件を満たす義務がある：
 - a. 設備を有し、特許を実施できる；
 - b. 当該の特許の実施を他者に譲渡しない；および
 - c. 法令の規定に従った適切な製造法、流通および監視を有している。

第 15 条

- (1) 特許権者は第 13 条および第 14 条で定められた政府が実施する特許の年間費用の支払い義務がある。
- (2) 第 13 条および第 14 条で定められた政府による特許の実施は、特許権者の独占的な権利を損なわない。

第 16 条

- (1) 第 13 条で定められた政府が実施する特許は、大臣/省以外の政府機関の長により大臣（訳注：第 1 条 5 にある法務分野の大臣）に書面で申請を提出して行う。
- (2) (1) 項で定められた申請には少なくとも以下を記載する：
 - a. 政府による特許実施の申請の対象；
 - b. 特許請求にある発明の名称と核心；および
 - c. 政府が特許を実施する理由

第 17 条

- (1) 第 16 条で定められた特許実施の申請は、審査が行われなければならない。
- (2) (1) 項で定められた審査は以下に対して行われる：
 - a. アドминистраーション；および
 - b. 特許保護の法的状態
- (3) (2) 項 a で定められたアドминистраーション審査は、第 16 条で定められた申請の具備を審査するために行われる。
- (4) (1) 項で定められた審査は、申請の受理日から遅くとも 14 日の期間内に行われる。
- (5) (3) 項で定められた審査結果により申請に不備があると表明された場合、申請は補完のため申請者に返却される。
- (6) 申請者は(5)項で定められた申請を申請の返却日から遅くとも 14 日の期間内に補完しなければならない。
- (7) (2) 項 b で定められた審査結果により申請対象がインドネシアにおいて特許保護されていないことが表明された場合、および/あるいは申請者が(6)項で定められた申請を補完しなかった場合、申請は拒絶される。

第 18 条

大臣は第 16 条で定められた政府による特許実施の申請の提出に関して、申請がアドминистраーション条件を満たし、特許保護があると表明されてから遅くとも 5 日の期間内に特許権者に通知する。

第 19 条

- (1) 第 17 条で定められた審査結果により、既にアドминистраーション条件を満たし、特許保護がある場合、大臣が定めるチームが設置される。
- (2) (1) 項で定められたチームは以下からなる：
 - a. 法務分野の行政を担当する省；
 - b. 特許実施の申請に関連する省/機関；

- c. 財務分野の行政を担当する省；
- d. 国家官房分野の行政を担当する省；および
- e. 専門家

(3) (2)項で定められたチームは報酬額を検討し、決定する職務を有する。

(4) チームは(1)項で定められた大臣による決定の日から遅くとも90日の期間内に職務を終えなければならない。

第20条

(1) チームは第19条で定められた職務の実施結果を大臣に提出する。

(2) 大臣が(1)項で定められた職務の実施結果を承認した場合、大臣は大統領規則により決定するため職務の実施結果を大統領に提出する。

(3) (2)項で定められた大統領への職務実施結果の提出は、大臣が(1)項で定められた職務の実施結果に対する承認を与えてから遅くとも15日の期間内に行われる。

(4) 大臣は(2)項で定められた大統領規則の謄本を特許権者に送付する。

第21条

(1) 大臣は特許一般登録簿に政府による特許実施を登記し、それを公表する。

(2) (1)項で定められた公表は電子メディアおよび/あるいは非電子メディアを通じて行われる。

第4部

防衛および安全保障の利益を妨げる、または抵触する特許の実施

第22条

政府が自ら実施できる、防衛および安全保障の利益を妨げる、または抵触する特許には以下が含まれる：

- a. 電磁兵器；
- b. 爆発物；
- c. 防衛および安全保障の利益を妨げる、または抵触する、その他の方法および/あるいは装置

第23条

(1) 政府が第22条で定められた特許を自ら実施する意図がない、あるいはまだない場合、特許は政府の承認のもとに特許権者のみが実施することができる。

(2) (1)項で定められた政府の承認の申請手続に関するより詳細な規定は、大臣規則で定める。

第 24 条

(1) 第 22 条で定められた政府によりその特許が実施される特許権者は、年間費用の支払い義務を免除される。

(2) 第 23 条で定められた特許権者は特許が実施できるまで年間費用の支払い義務を免除される。

第 25 条

(1) 第 22 条で定められた政府が実施する特許は、大臣/省以外の政府機関の長により大臣（訳注：第 1 条 5 にある法務分野の大臣）に書面で申請を提出して行う。

(2) (1)項で定められた申請には少なくとも以下を記載する：

- a. 政府による特許実施の申請の対象；
- b. 特許請求にある発明の名称と核心；および
- c. 政府が特許を実施する理由

第 26 条

(1) 第 25 条で定められた特許実施の申請は、審査が行われなければならない。

(2) (1)項で定められた審査は以下に対して行われる：

- a. アドミニストレーション；および
- b. 特許保護の法的状態

(3) (2)項 a で定められたアドミニストレーション審査は、第 25 条で定められた申請の具備を審査するために行われる。

(4) (1)項で定められた審査は、申請の受理日から遅くとも 14 日の期間内に行われる。

(5) (3)項で定められた審査結果により申請に不備があると表明された場合、申請は補完のため申請者に返却される。

(6) 申請者は(5)項で定められた申請を申請の返却日から遅くとも 14 日の期間内に補完しなければならない。

(7) (2)項 b で定められた審査結果により申請対象がインドネシアにおいて特許保護されていないことが表明された場合、および/あるいは申請者が(6)項で定められた申請を補完しなかった場合、申請は拒絶される。

第 27 条

大臣は第 25 条で定められた政府による特許実施の申請の提出に関して、申請がアドミニストレーション条件を満たし、特許保護があると表明されてから遅くとも 5 日の期間内に特許権者に通知する。

第 28 条

- (1) 第 26 条で定められた審査結果により、既にアドミニストレーション条件を満たし、特許保護がある場合、大臣が定めるチームが設置される。
- (2) (1) 項で定められたチームは以下からなる：
 - a. 法務分野の行政を担当する省；
 - b. 特許実施の申請に関連する省/機関；
 - c. 財務分野の行政を担当する省；
 - d. 国家官房分野の行政を担当する省；および
 - e. 専門家
- (3) (2) 項で定められたチームは報酬額を検討し、決定する職務を有する。
- (4) チームは(1)項で定められた大臣による決定の日から遅くとも 90 日の期間内に職務を終えなければならない。

第 29 条

- (1) チームは第 28 条で定められた職務の実施結果を大臣に提出する。
- (2) 大臣が(1)項で定められた職務の実施結果を承認した場合、大臣は大統領規則により決定するため職務の実施結果を大統領に提出する。
- (3) (2) 項で定められた大統領への職務実施結果の提出は、大臣が(1)項で定められた職務の実施結果に対する承認を与えてから遅くとも 15 日の期間内に行われる。
- (4) 大臣は(2)項で定められた大統領規則の謄本を特許権者に送付する。

第 30 条

- (1) 大臣は特許一般登録簿に政府による特許実施を登記し、それを公表する。
- (2) (1) 項で定められた公表は電子メディアおよび/あるいは非電子メディアを通じて行われる。

第 III 章 報酬

第 31 条

(1) 第2条および第3条で定められた政府による特許実施は、特許権者に合理的報酬を支払って行われる。

(2) (1)項で定められた報酬の支払いは、政府による特許実施に対する補償である。

(3) 第2条で定められた特許実施が政府の指定した第三者により行われた場合、(1)項で定められた報酬の支払いは政府が指定した第三者が行う。

第32条

報酬の支払い実施と報酬額は、政府による特許実施の決定に関する大統領規則に記載する義務がある。

第IV章 終末規定

第33条

本大統領規則は法制化の日から施行される。

あらゆる者が知ることができるよう、本大統領規則の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定

2020年7月7日

インドネシア共和国大統領

署名

JOKO WIDODO

ジャカルタにて法制化

2020年7月8日

インドネシア共和国法務人権省

暫定

署名

MOHAMMAD MAHFUD MD

インドネシア共和国官報 2020年 171号

原本と同様の謄本

SK No. 038136 A

インドネシア共和国国家官房
法令分野次官

署名・印

Lydia Silvanna Djaman